


## 第2次神石高原町耐震改修促進計画



平成29年3月

 神石高原町



## 目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 2 章	想定される地震の規模・被害の状況	4
第 3 章	耐震化の現状と目標	10
第 4 章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	12
第 5 章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	25
第 6 章	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	27



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,400人を超える尊い命が奪われたが、その多くが、住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

こうした状況の中、国においては、建築物の耐震改修について、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）の中で「全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）では、「10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため重点的に取り組むべき」としている。

また、平成25年には、住宅・建築物の地震に対する安全性の一層の向上を図るため、耐震改修促進法が改正され、耐震化の促進に向けた取組が強化されたところである。

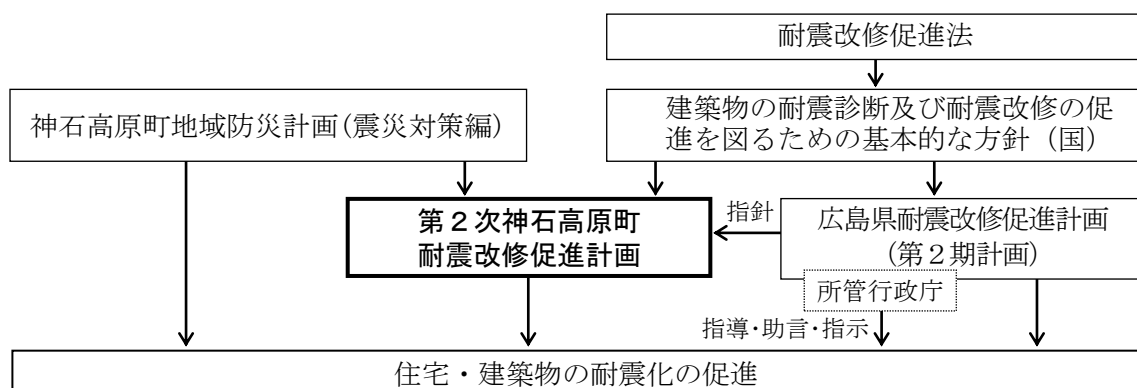
本計画は、こうした背景を受け、平成20年3月に策定した「神石高原町耐震改修促進計画」について、本町における耐震化の状況を踏まえて改定を行うもので、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的とするものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に規定される「市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画」として策定する。

また、本計画は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を受けるとともに、「広島県耐震改修促進計画（第2期計画）」（以下「県計画」という。）及び「神石高原町地域防災計画」との整合を図りながら策定する。

### 【計画の位置付け】



### 3 計画の期間

本計画の目標年度は、平成33年度とする。

### 4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、神石高原町全域とする。

### 5 用語の定義

本計画で使用する主な用語の定義は、以下のとおりである。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁 (特定行政庁)	建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。(本町においては、知事が所管行政庁となる。)
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準
耐震性	耐震性の有無は、大地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有する建築物(新耐震基準によるもの、耐震診断の結果耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの)の割合
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(耐震関係規程)に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物をいう。
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物をいう。
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な建築物をいい、県が耐震改修促進計画に対象建築物(耐震不明建築物に限る)を記載することで、耐震診断を義務付けることができる。
防災業務等の中心となる建築物	防災拠点建築物のうち、県が、広島県耐震改修促進計画(平成18~27年度)で記載により指定した、官公署、空港、病院、避難所等の建築物をいう。
避難路沿道建築物	県又は町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に、その敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。県又は町が耐震改修促進計画に対象となる道路を記載することで、耐震診断を義務付けることができる。
広域緊急輸送道路沿道建築物	県が、本計画で耐震診断を義務付ける広域緊急輸送道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるものをいう。(要安全確認計画記載建築物及び大規模建築物を除く。)

資料：県計画

参考 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	-
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			-
事務所			階数 2 以上かつ 1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500㎡以上	階数 2 以上かつ 750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物
地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物		耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ

注：指示対象とは、耐震改修促進法第12条第2項に基づき、所管行政庁が指示を行うことができる建築物のこと。

## 第2章 想定される地震の規模・被害の状況

### 1 想定地震の諸元

想定地震の諸元は、広島県地震被害想定調査（平成25年10月，広島県，以下「被害想定調査」という。）による。

表 想定地震の諸元

想定地震	地震タイプ	長さ(km)	幅(km)	マグニチュード	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	約130	20～30	8.0程度 もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁	地殻内	約30	不明	7.3～8.0程度	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	約130	不明	8.0程度 もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
五日市断層	地殻内	約20	約25	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)	地殻内	約10	不明	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	約44	20程度	7.6程度	0.03～2 %
安芸灘断層群(主部)	地殻内	約21	不明	7.0程度	0.1～10 %
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	約37	不明	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層	地殻内	約37	-	7.4	-
どこでも起こりうる直下の地震	地殻内	-	-	6.9	-

注-1：マグニチュードについて，南海トラフ巨大地震はモーメントマグニチュード，その他の地震は気象庁マグニチュード

<気象庁マグニチュード>

- ・地震の大きさを示す指標（マグニチュード）のひとつ。周期5秒までの地震波形の最大振幅の値に基づき算出される。

<モーメントマグニチュード>

- ・地震の規模を表す量のひとつ。震源で生じた断層運動の強さに基づいて定義される。地震モーメントをマグニチュードに換算したものをモーメントマグニチュードという。

<地震モーメント>

- ・地震の規模を表す量のひとつ。震源となった断層のずれの量，断層の面積，断層付近の岩盤の性質の積として表される。

-2：どこでも起こりうる直下の地震は，神石高原町役場所在地に震源位置を仮定している。



## 2 想定される被害の状況

本町において被害が生じると想定されている地震及び被害状況は、次のとおりである。

### (1) 建物被害

建物被害は、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道、長者ヶ原断層－芳井断層、本町直下の地震による被害が想定されている。（その他の想定地震による建物被害は「0」と想定されている。）

表 想定地震における建物被害の想定 (棟)

想定地震	全 壊				半 壊				火 災 による 焼 失
	揺れ	液状化	土砂 災害	合計	揺れ	液状化	土砂 災害	合計	
南海トラフ巨大地震	0	90	0	91	67	161	0	228	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	0	10	0	10	0	25	0	25	0
長者ヶ原断層－芳井断層	1	23	0	24	114	52	0	167	0
どこでも起こりうる直下の地震	250	30	0	280	1,631	63	0	1,694	0

注-1：想定シーンは、被害が最も大きくなる冬深夜、風速11m/秒の場合

-2：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

### (2) 人的被害

人的被害は、長者ヶ原断層－芳井断層、本町直下の地震による被害が想定されている。（その他の想定地震による人的被害は「0」と想定されている。）

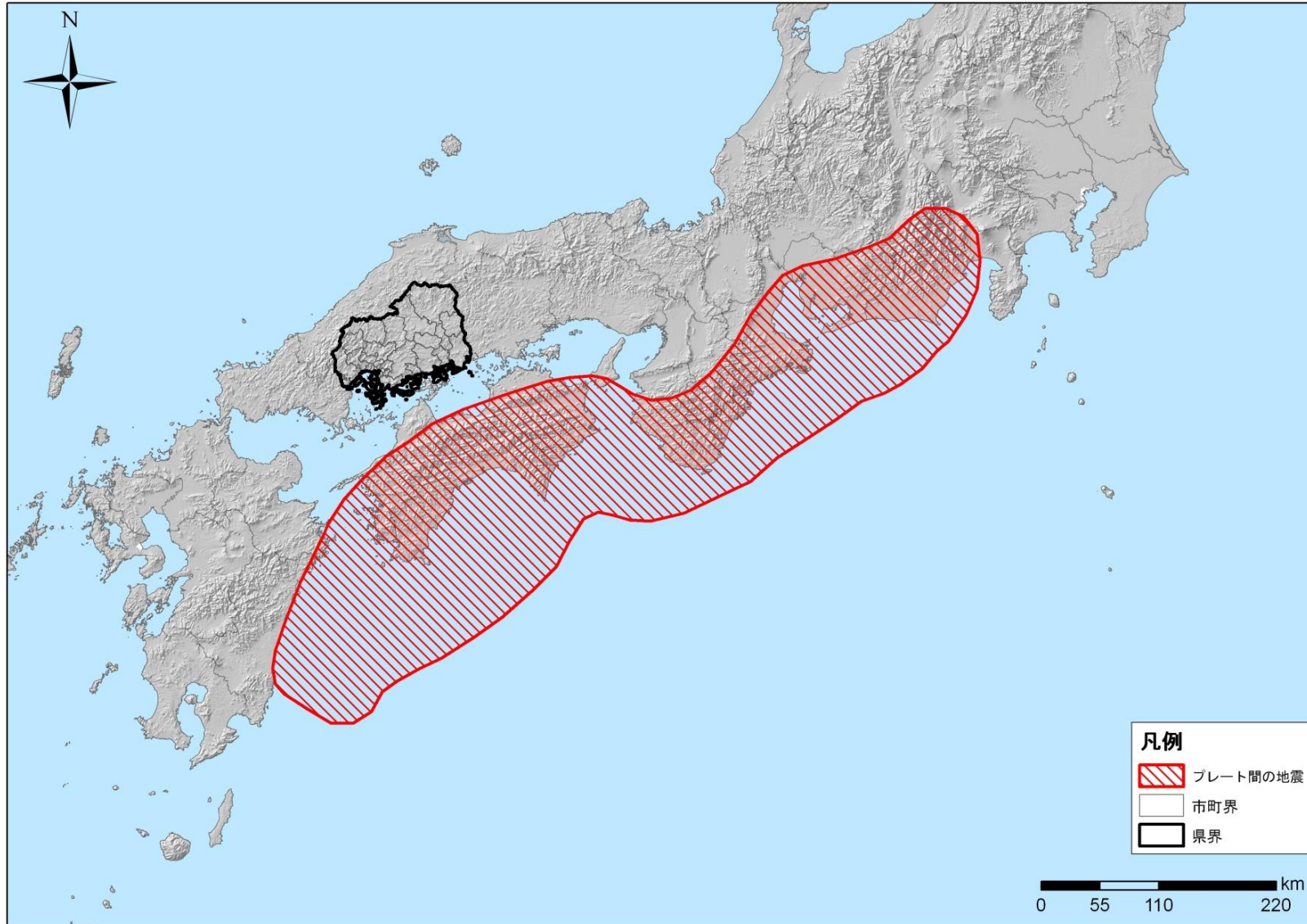
表 想定地震における人的被害の想定 (人)

想定地震	死 者					負 傷 者					要救助 者（揺れによる）
	建物 倒壊	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 の倒壊	合計	建物 倒壊	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 の倒壊	合計	
長者ヶ原断層－芳井断層	0	0	0	0	0	21	0	0	0	21	0
どこでも起こりうる直下の地震	16	0	0	0	16	350	0	0	0	350	15

注-1：想定シーンは、被害が最も大きくなる冬深夜、風速11m/秒の場合

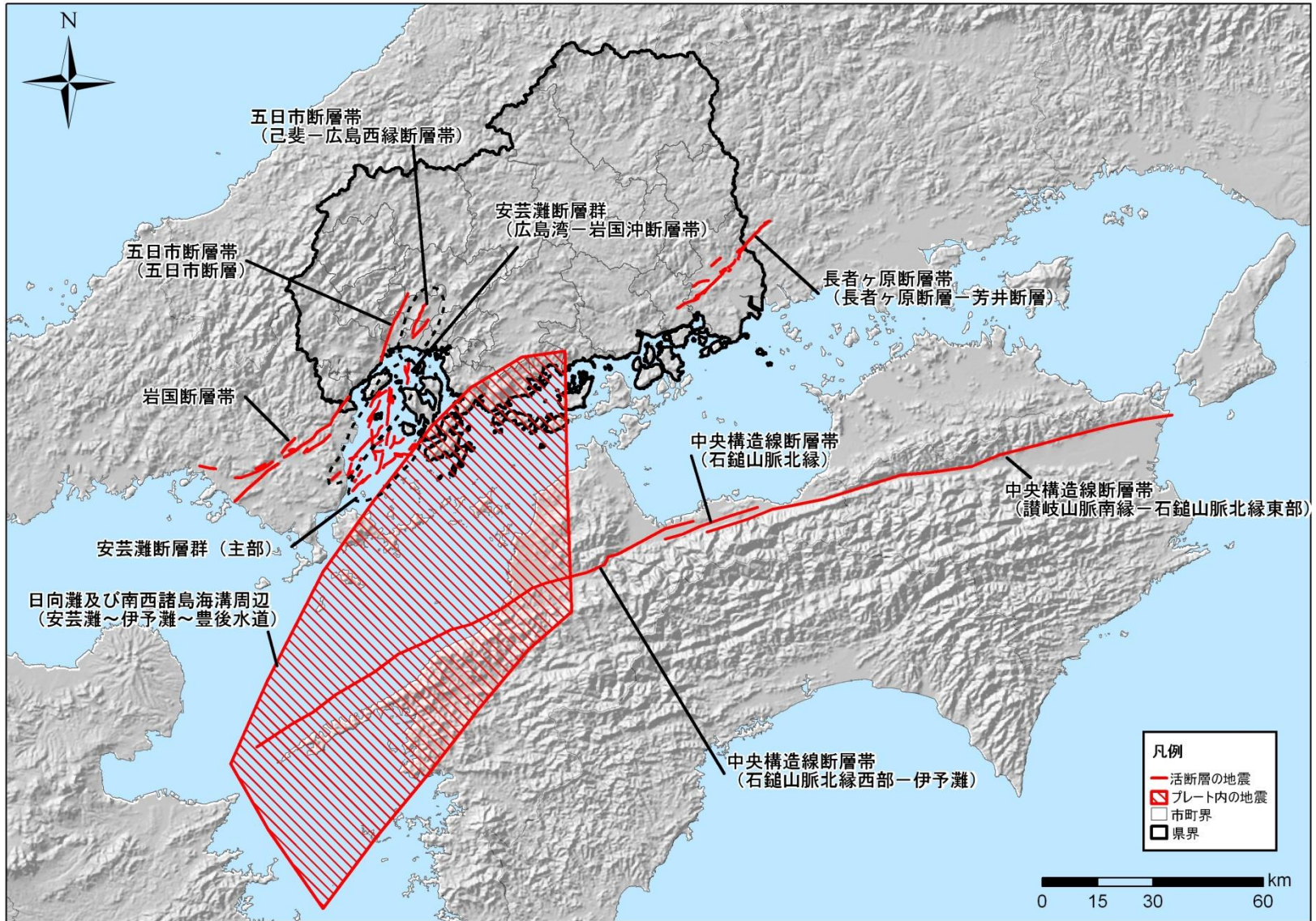
-2：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

■想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）



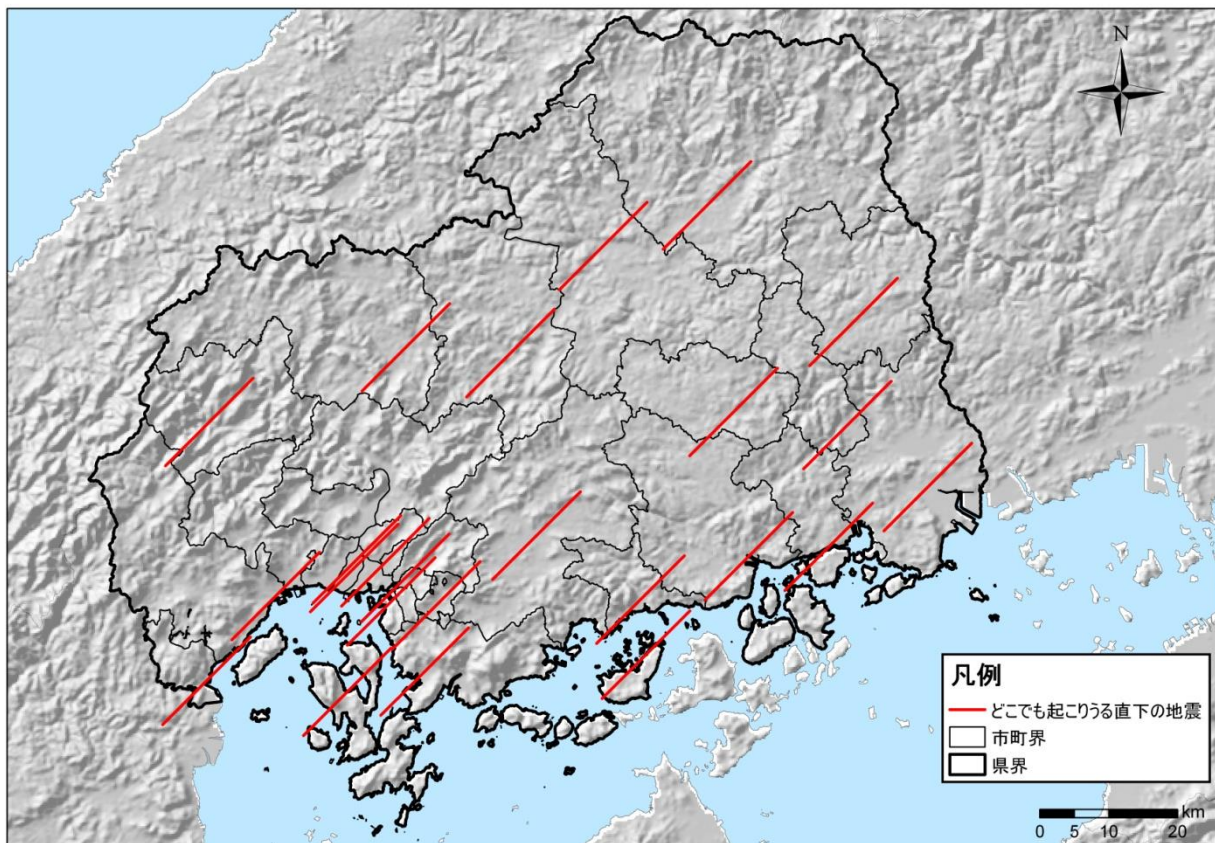
(出典：被害想定調査)

■想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）



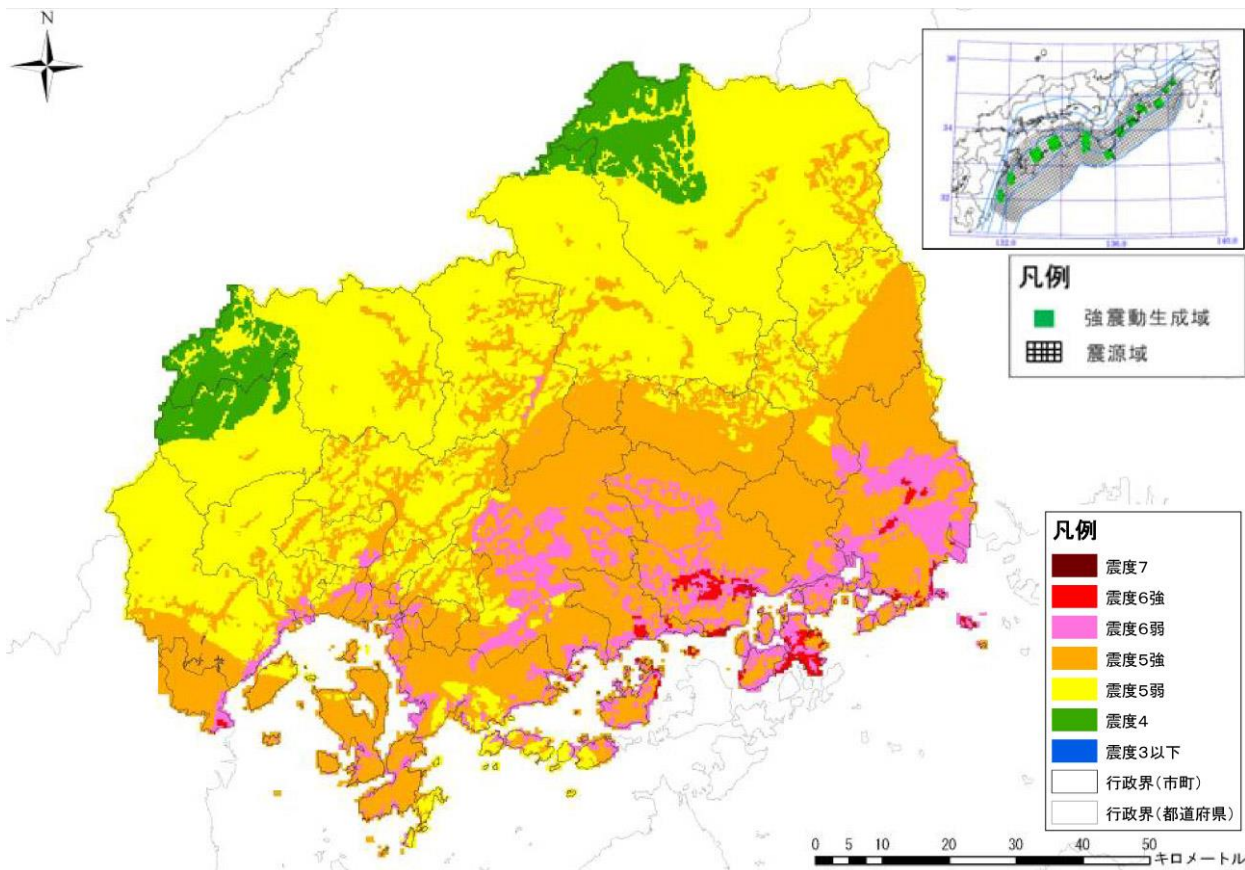
(出典：被害想定調査)

■ 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



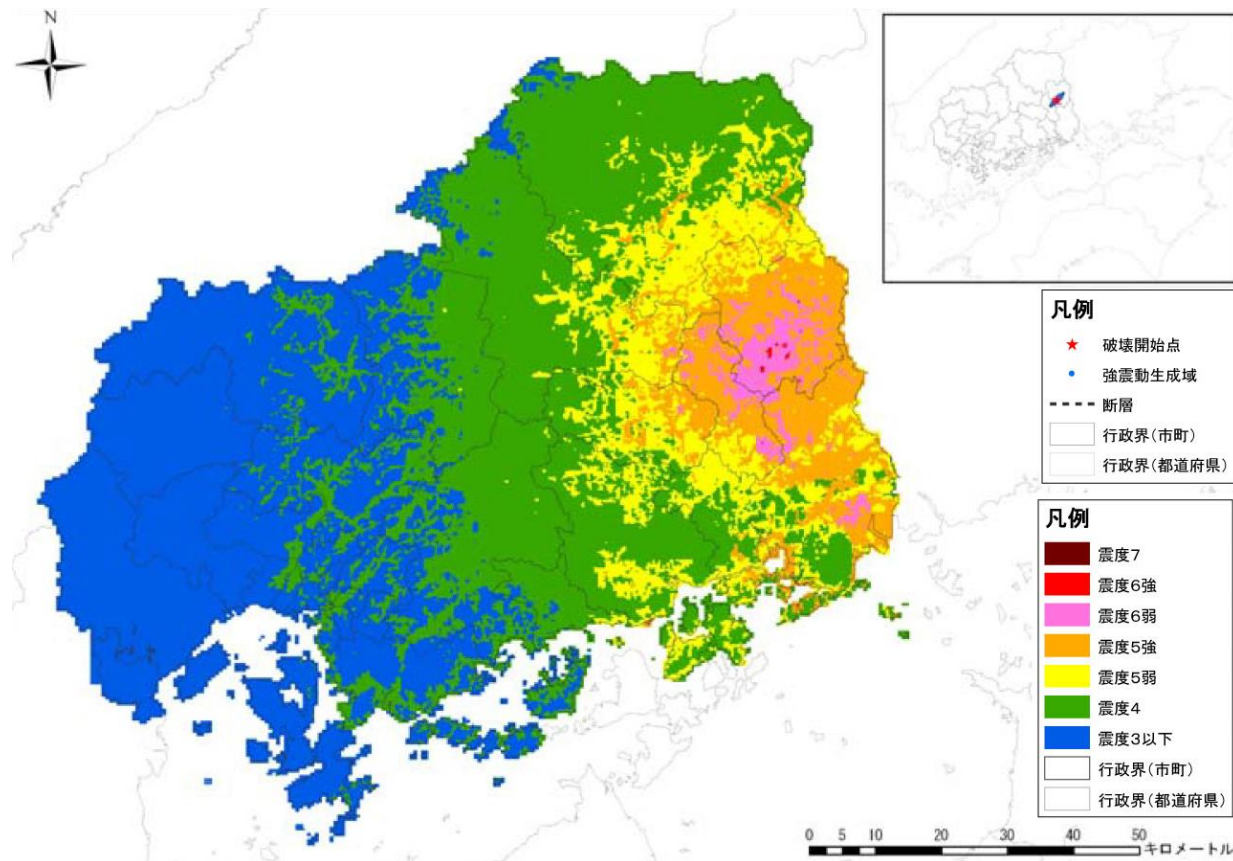
(出典：被害想定調査)

■ 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の震度分布図



(出典：被害想定調査)

■ 神石高原町直下地震の震度分布図



(出典：被害想定調査)

### 第3章 耐震化の現状と目標

#### 1 耐震化の現状

##### (1) 住宅

平成28年度末の住宅数（空き家を除く住宅数，以下同様）は，約 3,350戸である。

建築時期別住宅数を推計すると，昭和56年以降の新耐震基準に基づいて建築された住宅が約 1,440戸（約43%），それ以前に建築された住宅が 1,910戸（約57%）と見込まれる。

昭和55年以前に建築された住宅のうち，耐震性のある住宅数を国の示す推計方法に準じて推計すると約 440戸となり，耐震性を有している住宅は合わせて約 1,880戸，耐震化率は約 56%と推定される。

##### (2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の総数は，28棟である。

このうち，新耐震基準に基づいて建築された建築物は20棟，新耐震基準以前の建築物のうち，耐震改修を実施した建築物は1棟である。

このことから，多数の者が利用する建築物のうち，耐震性を有している建築物は21棟，耐震化率は75%となる。

表 耐震化率の現状（平成28年度末）

区 分	新耐震基準以前の建築物		新耐震基準以降の建築物	合 計		
		うち，耐震性のある建築物			うち，耐震性のある建築物	耐震化率
住 宅	1,910戸	442戸	1,442戸	3,352戸	1,884戸	56.2%
多数の者が利用する建築物	8棟	1棟	20棟	28棟	21棟	75.0%

注-1：住宅数は，国勢調査による主世帯数，課税台帳による構造別，建築年次別住宅棟数，空き家数などを用いて推計した。

-2：新耐震基準以前の住宅数は，昭和55年以前に建設されたもの。このうち耐震性のある住宅数は，国による都道府県アンケート調査結果（平成14年3月）による耐震診断合格率などを用いて推計した。

-3：新耐震基準以降の住宅数は，昭和56年以降に建設されたもの。

-4：多数の者が利用する建築物は，課税台帳等により把握した。

-5：多数の者が利用する建築物の新耐震基準以前の棟数は，昭和56年以前に建設されたもの。

-6：多数の者が利用する建築物の新耐震基準以降の建築物数は，昭和57年以降に建設されたもの。

## 2 耐震化の目標の設定

国においては、平成25年度に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改定され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成32年までに少なくとも95%を目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標とされている。

また、広島県においては、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）においては、平成32年度末の耐震化率の目標として、住宅は平成27年度末79.2%から85%に、多数の者が利用する建築物は平成27年度末86.4%から92%に高めることが掲げられている。

本町における耐震化の目標は、被害想定調査で想定されている「神石高原町直下地震」による建物被害を半減させる観点からの検討や、国、県の目標との整合に配慮するとともに、本町の実情を踏まえた耐震化率の将来見通しに基づいて、次のように設定する。

### (1) 住宅

平成33年度までに、住宅の耐震化率を60%とすることを目標とする。

目標を達成するためには、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断を促進するとともに、平成33年度までに約25戸の耐震改修を行う必要がある。

### (2) 多数の者が利用する建築物

平成33年度までに、多数の者が利用する建築物の耐震化率を88%とすることを目標とする。

目標を達成するためには、平成33年度までに2棟（うち1棟は平成31年度実施予定）の耐震改修を行う必要がある。

表 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標（推計）

区 分	現 状 (平成28年度末)			平成29～33年度の変化			目 標 (平成33年度末)		
	総 数	耐震性 あ り	耐震 化率	滅失等 ( )内は 耐震性 あ り	新 築	耐 震 改 修	総 数	耐震性 あ り	耐震 化率
住 宅	3,352戸	1,884戸	56%	397戸 (181戸)	95戸	25戸	3,050戸	1,823戸	60%
多数の者が 利用する 建 築 物	28棟	21棟	75%	2棟	—	2棟	26棟	23棟	88%

### (3) 町有施設

町有施設のうち耐震性が不十分な役場本庁舎については、不特定多数の者の利用が多いこと、災害時に防災拠点等として重要な役割を果たすことなどから、速やかに耐震改修などの対策を講じる。

また、その他の町有施設のうち昭和56年以前の建築物については、耐震診断未実施の施設の診断を実施するとともに、耐震性が不十分な施設については、速やかに耐震改修などの必要な措置を講じる。

## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

#### (1) 主体別の取組事項

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、町、広島県（以下「県」という。）、建築関係団体等、建物所有者等、自主防災組織等は、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めることとする。

表 耐震診断・改修に係る実施主体と取組事項

実施主体	取組事項
町	<p>ア 町耐震改修促進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、町耐震改修促進計画を策定し、適切に更新等を行う。</li> </ul> <p>イ 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。</li> <li>・広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。</li> <li>・広域緊急輸送道路以外の道路について、耐震改修促進法第6条第3項第一号の規定に基づく耐震診断の義務付け及び耐震診断・改修の支援制度の創設を検討する。</li> </ul> <p>ウ 町民の意識啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを県、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。</li> <li>・火災予防や家具の転倒防止等の防災知識の総合的な普及啓発を行う。</li> <li>・消防力を踏まえて、市街地の防火性能の強化を図る。</li> </ul> <p>エ 相談体制の整備や情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。</li> <li>・地震防災マップの作成、セミナーや講習会の開催、地震防災の情報提供の充実を図る。</li> </ul> <p>オ 関係団体との連携等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。</li> <li>・県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。</li> </ul> <p>カ 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。</li> <li>・住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。</li> </ul>



表 耐震診断・改修に係る実施主体と取組事項

実施主体	取組事項										
<p>県</p>	<p>ア 広島県耐震改修促進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、「広島県耐震改修促進計画」を策定し、必要に応じて見直しする。（平成28年3月策定）</li> <li>・ 県内の市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。</li> <li>・ 所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者等を行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。</li> </ul> <p>イ 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。</li> <li>・ 所管行政庁として、大規模建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。</li> <li>・ 防災業務等の中心となる建築物の耐震化の取組状況を公表し、適宜更新する。</li> <li>・ 防災業務等の中心となる建築物のうち、耐震診断を実施しておらず、かつ、平成30年度までに耐震改修等の計画のないものへ耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。</li> <li>・ 所管行政庁として、耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。</li> <li>・ 広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。</li> <li>・ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。</li> <li>・ 所管行政庁として、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。</li> </ul> <p>表 耐震上特に重要な建築物の耐震対策の考え方</p> <table border="1" data-bbox="416 1245 1391 1731"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1245 667 1294">対象建築物</th> <th data-bbox="667 1245 1193 1294">耐震対策の必要性</th> <th data-bbox="1193 1245 1391 1294">考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1294 667 1406">大規模建築物</td> <td data-bbox="667 1294 1193 1406">不特定多数の者が利用するものであり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する。</td> <td data-bbox="1193 1294 1391 1406" rowspan="3">耐震化の取組状況を公表し、耐震化を促す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1406 667 1552">防災拠点建築物 (防災業務等の中心となる建築物)</td> <td data-bbox="667 1406 1193 1552">防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1552 667 1731">避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路沿道建築物)</td> <td data-bbox="667 1552 1193 1731">避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道建築物については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 県民の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを市町、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。</li> <li>・ 火災予防や家具の転倒防止等の防災知識の総合的な普及啓発を行う。</li> <li>・ 防火地域、準防火地域の指定や見直しを市町に働きかける等により、市街地の防火性能の強化を図る。</li> </ul>	対象建築物	耐震対策の必要性	考え方	大規模建築物	不特定多数の者が利用するものであり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する。	耐震化の取組状況を公表し、耐震化を促す。	防災拠点建築物 (防災業務等の中心となる建築物)	防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する。	避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路沿道建築物)	避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道建築物については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する。
対象建築物	耐震対策の必要性	考え方									
大規模建築物	不特定多数の者が利用するものであり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する。	耐震化の取組状況を公表し、耐震化を促す。									
防災拠点建築物 (防災業務等の中心となる建築物)	防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する。										
避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路沿道建築物)	避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道建築物については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する。										

表 耐震診断・改修に係る実施主体と取組事項

実施主体	取組事項
<p>県 (続き)</p>	<p>エ 関係団体との連携等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。</li> <li>・市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。</li> <li>・市町への技術的支援を行うため、県に耐震化の相談窓口を設置する。</li> </ul> <p>オ 相談体制の整備や情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。</li> </ul> <p>カ 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。</li> <li>・広域緊急輸送道路以外の緊急輸送道路について、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づく指示対象の路線として位置付け、耐震化を促進する。</li> <li>・所管行政庁として、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。</li> <li>・所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導、指示等を行う。</li> <li>・所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。</li> </ul>
<p>建築関係 団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・改修の相談窓口を設ける。</li> <li>・耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行う。</li> <li>・耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。</li> <li>・耐震改修の工法開発に努める。</li> </ul>
<p>建 物 所有者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりひとりが地震発生の危険性や、その予測される程度などを、正しく知り、また普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくよう努める。</li> <li>・所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。</li> <li>・総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止対策を行うよう努める。</li> <li>・地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するよう努める。</li> </ul>
<p>自主防災 組織等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災活動の一環として、地域における地震防災に関する知識の普及、危険箇所の点検、建築物の耐震化等に努める。</li> </ul>

## (2) 重点的に耐震化を図る地域等

### ア 重点的に建築物の耐震化を図る地域

公共施設、避難施設等が多く、防災上重要な地域、住宅等が集積し、地震が発生した場合に大きな建物被害が発生すると想定される地域について、重点的に耐震化を図る。

### イ 重点的に道路沿いの建築物の耐震化を図る地区

県計画において地震発生時に通行を確保すべき道路として位置づけられている道路（本章－３参照）、避難地に通じる道路などの沿道の建築物について、重点的に耐震化を図る。

### ウ 優先的に耐震化を図る建築物

地震発生時に防災拠点等としての役割を担う施設、人命及び物品の安全確保が特に必要な施設として、次の建築物について優先的に耐震化を図る。

- ・ 役場本庁舎・支所
- ・ 病院，診療所等
- ・ 学校，幼稚園，保育所，社会教育施設，社会体育施設等
- ・ 上水道施設，し尿処理施設等
- ・ 石油類，高压ガス等を取り扱う施設

## 2 大規模地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物

### (1) 防災業務等の中心となる建築物

県計画では、防災拠点建築物（大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物）のうち、旧耐震基準による建築物で、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物を「防災業務等の中心となる建築物」として指定している。

本町においては、次の建築物が指定されており、神石高原町役場本庁舎については、速やかに耐震改修などの対策を講じる。

表 防災業務等の中心となる建築物

名 称	大規模地震時の用途	耐震性	備 考
神石高原町役場本庁舎	官公署	なし	要改修
油木小学校体育館	避難所（学校の体育館）	あり	耐震改修済
豊松小学校体育館	避難所（学校の体育館）	あり	耐震改修済
油木高等学校武道場棟	避難所（学校の体育館）	あり	耐震改修済
豊松小学校	避難所	あり	耐震改修済
油木高等学校特別普通教室棟	避難所	あり	耐震改修済

資料：県計画（平成28年3月末時点）

### (2) 災害対策活動拠点等

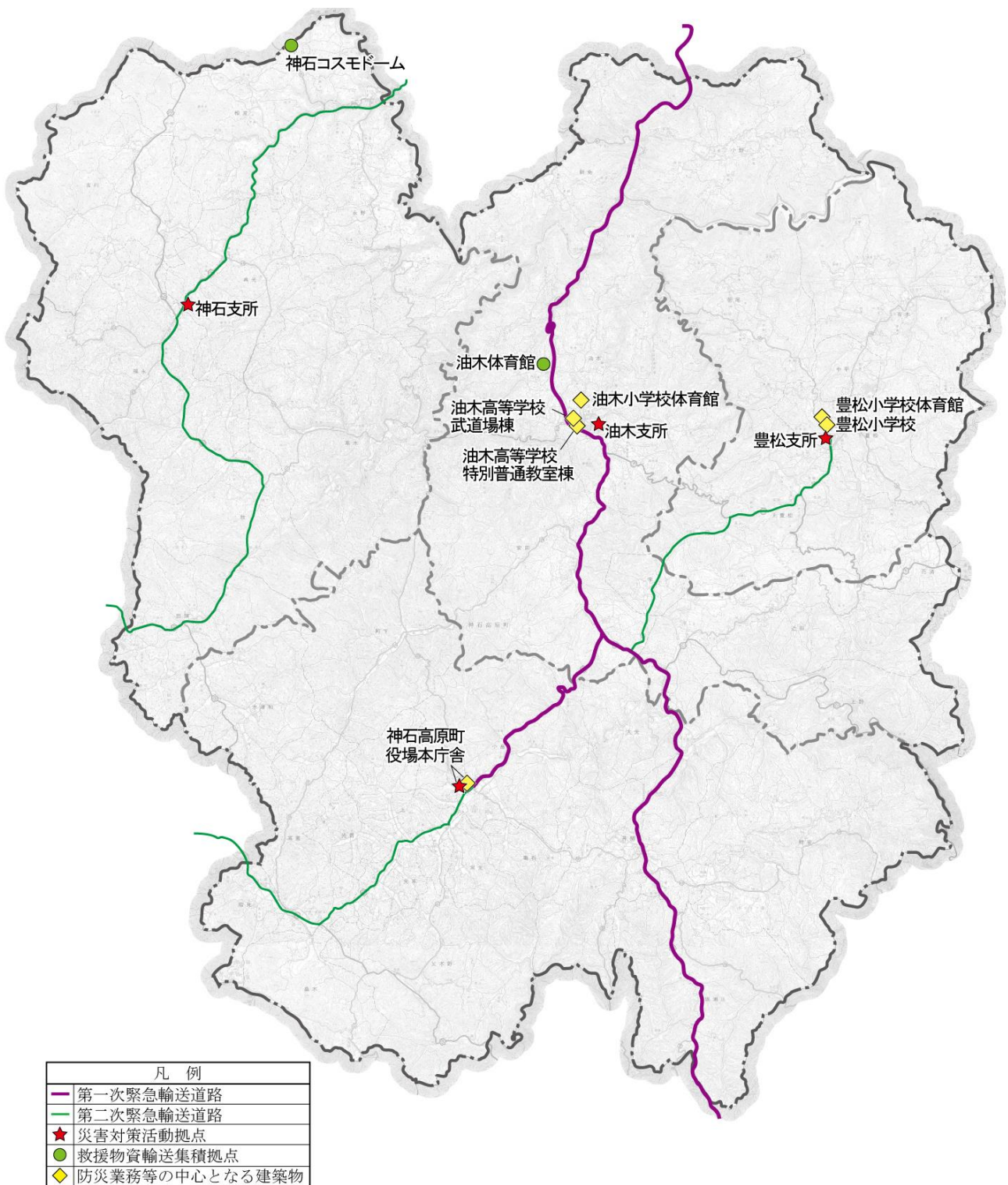
神石高原町地域防災計画（震災対策編）では、大規模地震災害時における応急活動の拠点として、次の施設を災害対策活動拠点及び救援物資輸送集積拠点に指定している。

表 災害対策活動拠点等

区 分	施設名等
災害対策活動拠点	神石高原町役場本庁舎
	神石高原町役場油木支所
	神石高原町役場神石支所
	神石高原町役場豊松支所
救援物資輸送集積拠点	油木体育館
	神石コスモドーム

資料：神石高原町地域防災計画（震災対策編）（平成28年6月修正）

図 災害対策活動拠点等の位置

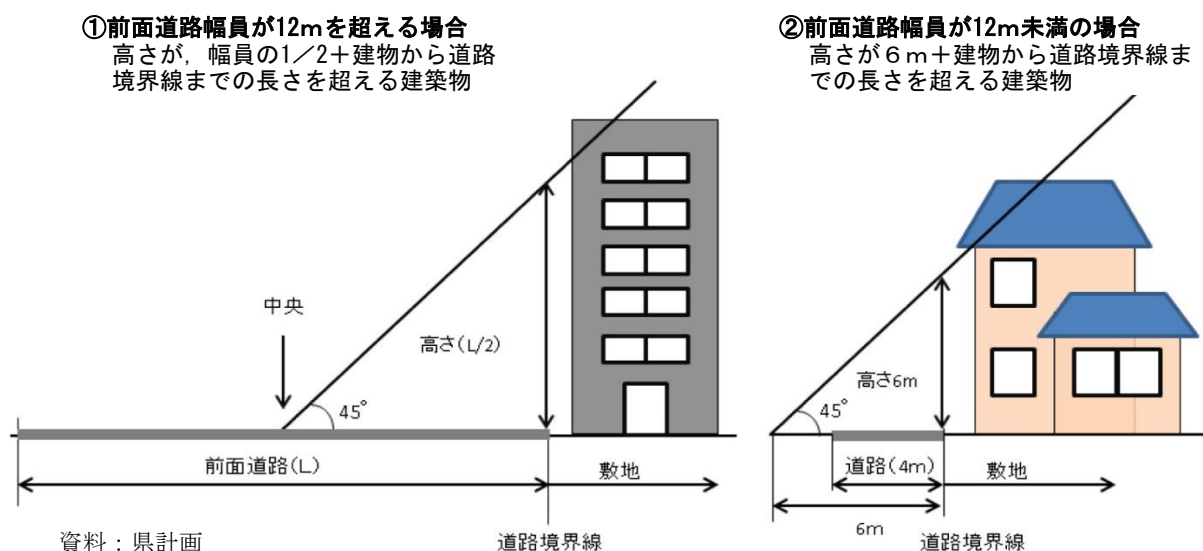


### 3 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

#### (1) 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の概要

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（通行障害建築物）とは、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、下図に示す建築物をいう。

図 通行障害建築物の概要



#### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

##### ア 沿道建築物の耐震診断等を義務付ける道路

県計画においては、耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成26年5月）に定める広域緊急輸送道路のうち、市町の区域を越えて広域的な災害支援に資する道路を、沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路に指定し、地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、耐震不明建築物に限る。）の所有者について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けている。

本町においては、国道182号が指定された道路に該当するが、沿道に耐震診断等の義務付け対象となる建築物は立地していない。

##### イ 沿道建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路

県計画においては、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める第1次～第3次の緊急輸送道路を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとしている。

本町における緊急輸送道路は次図に示すとおりで、当該道路に接し、耐震改修促進法第6条第3項第二号に該当する道路を閉塞させるおそれのある建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

図 緊急輸送道路

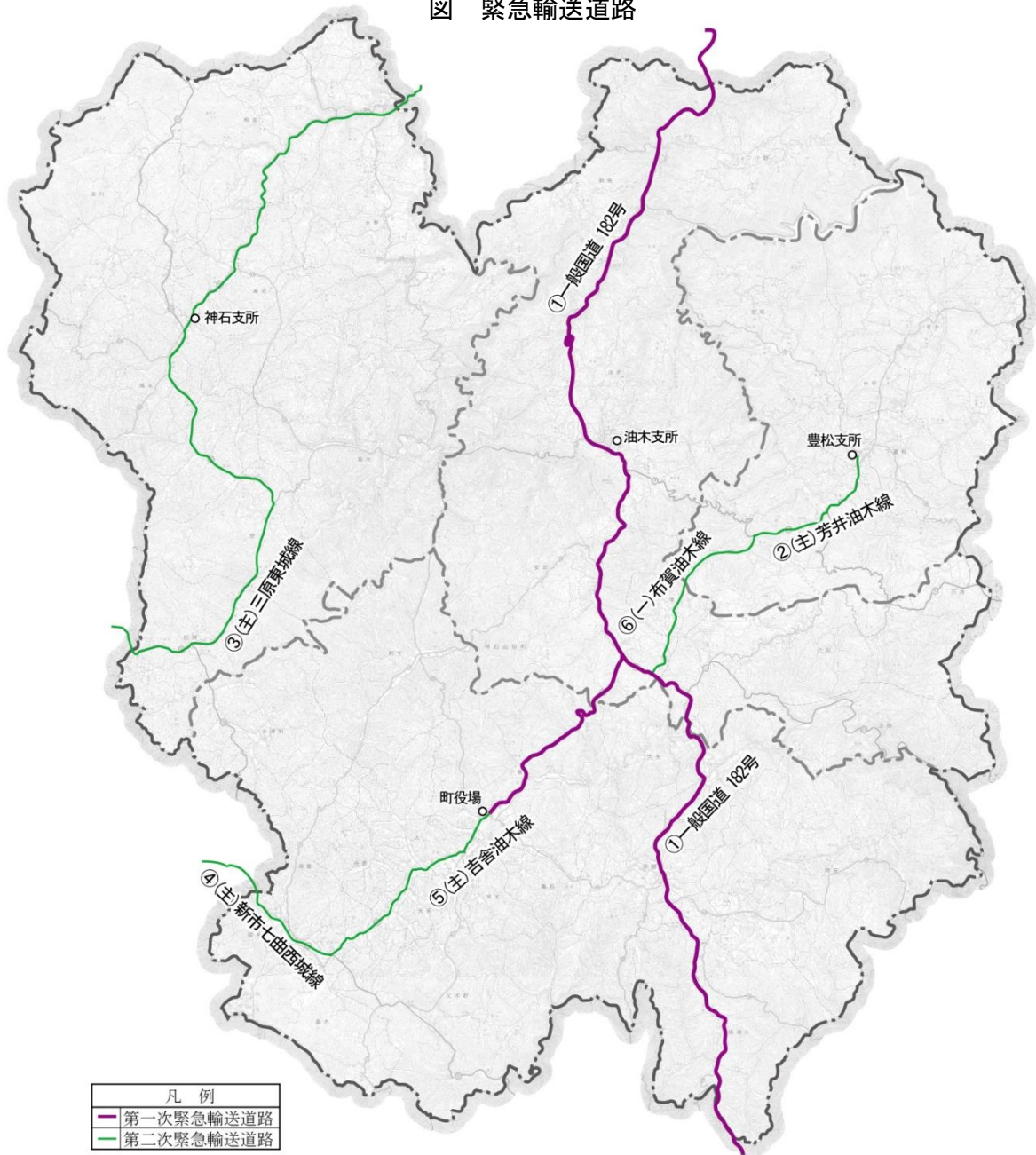


表 緊急輸送道路

	路線名	区分
①	国道 182号	第1次緊急輸送道路
②	主要地方道芳井油木線	第2次緊急輸送道路
③	主要地方道三原東城線	第2次緊急輸送道路
④	主要地方道新市七曲西城線	第2次緊急輸送道路
⑤	主要地方道吉舎油木線	第1次緊急輸送道路 (深安消防署安田出張所前～小島交差点) 第2次緊急輸送道路 (小島交差点～高蓋)
⑥	一般県道布賀油木線	第2次緊急輸送道路

■ 第1次緊急輸送道路

広域ネットワークの骨格となる高規格幹線道路及び第1次防災拠点を相互に連絡する路線で、広域市町村圏相互の連携を確保する。

■ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡し、第1次緊急輸送道路を補完する路線で、市町村相互の連携を図る道路

#### 4 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

##### (1) 住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省）の概要

国では、住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の基幹事業）を実施しており、その概要は次のとおりである。

表 住宅・建築物安全ストック形成事業の制度概要（平成28年度）

	対 象	区 分	交 付 率	そ の 他
住 宅	マンション含む全ての住宅	耐震診断	国1/3, 地方公共団体1/3	-
		耐震改修	国11.5%, 地方公共団体11.5% ※緊急輸送道路沿道 : 国1/3, 地方公共団体1/3	○耐震改修補助限度額（国+地方） ・戸建住宅：82.2万円/戸 ・マンション：補助対象単価×床面積×交付率 （補助対象単価49,300円/m <sup>2</sup> ） ○建替え・除却工事は改修工事費用相当額を助成
建 築 物	全ての建築物	耐震診断	国1/3, 地方公共団体1/3 ※公共建築物：国1/3	-
	多数の者が利用する建築物	耐震改修	国11.5%, 地方公共団体11.5% ※緊急輸送道路沿道 : 国1/3, 地方公共団体1/3 ※公共建築物：国11.5% （緊急輸送道路沿道：国1/3）	○耐震改修補助限度額（国+地方） ・建築物：補助対象単価×床面積×交付率 （補助対象単価50,300円/m <sup>2</sup> ） ○建替え・除却工事は改修工事費用相当額を助成

注：多数の者が利用する建築物とは、商業施設、ホテル・旅館、病院、オフィスビル等（3階建・1,000m<sup>2</sup>以上等）、緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等をいう。

資料：国土交通省ホームページ（平成29年2月時点）



## (2) 耐震改修に関する税制措置の概要

耐震改修に関する税制面の支援措置の概要は、次のとおりである。

表 耐震改修に関する税制措置の概要（平成28年度）

対 象	主な要件等
住 宅	<p>○耐震改修促進税制（所得税，固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 得 税：平成31年6月30日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除</li> <li>・固定資産税：平成30年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（ただし，通行障害既存耐震不適格建築物である場合は2年間1/2に減額）</li> </ul> <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 得 税：耐震改修工事を行い，平成31年6月30日までに自己居住の用に供した場合，10年間，ローン残高の1%を所得税額から控除</li> </ul>
(関連)	<p>○中古住宅取得時に「耐震適合証明書」がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン控除，登録免許税の軽減，不動産取得税の減税，地震保険の割引等を受けることが可能</li> </ul>
建築物	<p>○耐震改修促進税制（法人税，所得税，固定資産税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税，所得税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が，平成26年4月1日からその報告を行った日以降5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について，その取得額の25%の特別償却</li> <li>・固 定 資 産 税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて，平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合，固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）</li> </ul>

資料：国土交通省ホームページ（平成29年2月時点）

(3) 耐震改修に関する融資制度の概要

耐震改修に関する融資制度の概要は、以下のとおりである。

表 耐震改修に関する融資制度の概要

金融機関	対 象	制 度 概 要
独立行政法人 住宅金融支援 機構	戸建て住宅	○リフォーム融資（耐震改修工事） ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ・金 利：償還期間10年以内0.59%、11～20年以内0.84%
	マンション	○リフォーム融資（耐震改修工事） ①（公財）マンション管理センターが保証する場合 ・融資限度額：500万円／戸 ・金 利：償還期間10年以内0.36% ②（公社）全国市街地再開発協会が保証する場合 ・融資限度額：1,000万円／戸 ・金 利：償還期間10年以内0.36%、11～20年以内0.61% ③ ①②以外の管理組合が保証する場合 ・融資限度額：1,000万円／戸 ・金 利：償還期間10年以内0.36%、11～20年以内0.61% ④ 区分所有者 ・融資限度額：1,000万円／戸 ・金 利：償還期間10年以内0.59%、11～20年以内0.84%

資料：独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（平成29年2月時点）

注：金利は平成29年2月1日時点

これらの支援制度等は平成28年度のものであり、今後、変更されることがある。

## 5 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

### (1) 耐震診断・改修の技術講習会の開催

県、建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修の講習会を実施し、耐震診断・改修を行う優良な技術者の養成と受講者の登録に努める。

また、登録した建築関連技術者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の相談窓口で紹介できるように整備を行う。

### (2) 耐震改修の工法の普及

県、建築関係団体と連携して、様々な工法による耐震改修の事例を収集し、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及に努める。

また、これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対し、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報の提供に努める。

## 6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策

地震時における背後斜面の崩壊等の土砂災害から住宅地の安全を確保するため、県と連携し、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を活用して、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

## 7 建築物の総合的な安全対策

### (1) 既存建築物の総合的な安全対策

県と連携して、住宅・建築物の耐震化のほか、以下の安全対策を推進していく。

#### ア ブロック塀等の安全対策

ブロック塀や擁壁について、通学路等を中心として危険箇所の点検や指導を行う。

また、ブロック塀等の倒壊の危険性について町民に周知を行う。

#### イ 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を町民に周知する。

また、建築物の所有者等に対して、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及啓発を図る。

#### ウ 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

#### エ エレベーター及びエスカレーターの閉じ込め安全対策

地震時にエレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対して、エレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

#### オ 家具の転倒防止対策

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには、家具の転倒防止対策を図る必要があり、家具の固定方法の普及啓発を行う。

#### カ 積雪による建築物被害の防止対策

積雪による建築物の被災の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者に対して近年の大雪による建築物の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

### (2) 被災建築物応急危険度判定制度の普及

県、建築関係団体と連携して、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、町民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定制度の普及に努める。

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題及び地域の問題として意識することが出来るように、被害想定調査結果等を活用して、安全なまちづくりの観点から地震防災マップの作成に努めるものとし、作成したときは速やかに公表するものとする。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、町に耐震相談窓口を設け、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

また、地震防災についても、情報提供を行うよう努める。

耐震相談窓口では、県と連携して、以下の事項に関する情報提供の充実を図れるように体制の整備を進める。

#### <耐震相談窓口での情報提供に関する事項>

- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震診断の概要や診断を受ける方法
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・耐震改修の工法の紹介
- ・耐震診断・改修に関する支援制度
- ・耐震改修に関する独立行政法人住宅金融支援機構等の融資制度
- ・耐震改修促進税制
- ・耐震診断や耐震改修が実施可能な業者の紹介
- ・耐震改修にあわせてリフォームの方法
- ・地震防災に関する情報

### 3 パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催等

#### (1) パンフレットの配布

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、県と連携して、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布に努める。

#### (2) セミナー・講習会の開催

県、建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

#### (3) 関係部局と連携した普及・啓発

関係部局等と連携して、町民、建築物の所有者等を対象とした地震防災に関する学習機会の提供に努める。

また、福祉部局と連携し、高齢者・障害者等を対象として、地震防災、特に地震時の避難

等に関する知識の普及，啓発に努める。

#### **4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導**

リフォームにあわせた耐震改修が促進されるように，県，建築関係団体等と連携して，建物所有者等，設計者，工事施工者等に情報提供を行うように努める。

## 第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係機関・団体等との連携

#### (1) 庁内関係課との連携

庁内関係課と連携して、地震防災に関する普及・啓発、建築物の耐震化に関する情報提供、相談窓口の設置・運営、町有施設の耐震化等を効果的かつ着実に推進する。

#### (2) 耐震改修促進計画市町調整会議との連携

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」に参加し、耐震化率の目標設定の整合性の確保、耐震化の情報共有を図るなど、県及び他市町と連携して計画的な耐震改修等を促進する。

##### 【耐震改修促進計画市町調整会議】

耐震改修促進計画市町調整会議は、県及び市町の建築主務課で構成され、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化の実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的とするもので、平成18年11月に設立された。

#### (3) 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携

社団法人広島県建築士会、社団法人広島県建築士事務所協会等の建築関係団体、関連する特定非営利活動法人（NPO）等と連携して、耐震診断・改修の普及・啓発に努める。

#### (4) 自主防災組織との連携

自治振興会、事業所等の自主防災組織等と連携して、地震防災や耐震化に関する知識の普及・啓発を図るとともに、防災まちづくり活動への取組みを推進する。

### 2 地震保険の加入促進のための普及・啓発

地震保険への加入促進のため、県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

### 3 計画のフォローアップ

本計画に基づいて耐震診断、耐震改修等を促進するため、概ね5年後を目途に、耐震化の目標の達成状況等について検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

---

## 第2次神石高原町耐震改修促進計画

発行年月：平成29年3月

発行：神石高原町 建設課

(住所) 〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠2025番地

(電話) 0847-89-3338 (FAX) 0847-85-3394

(ホームページ) <http://www.jinsekigun.jp/>

---